明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（総務・経済産業二）　二
○雇用保険法施行規則及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四二）　八
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令（同一四三）　一〇
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（経済産業六九）　一〇
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同七〇）　四
○高圧ガス保安協会規則等の一部を改正する省令（同七一）　四
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に基づく低炭素水素等供給等事業計画の認定等に関する省令（経済産業・国土交通三）　四
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（環境二四）　六

〔告示〕
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第七条第五項第五号ロの規定に基づく低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度（経済産業一七三）　六
○水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（同一七四）　六
○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第一条ただし書の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に係る印紙をもつて納付することができる手数料（同一七五）　七
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令第二項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が定める区域（同一七六）　八
○低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（経済産業・国土交通五）　八

〔公告〕
裁判所
諸事項　破産、免責、再生関係　八
特殊法人等　上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　一四
地方公共団体　教育職員免許状失効関係　一七
会社その他
会社決算公告